

第15回議会改革特別委員会

日時：令和8年2月25日（水）

午後1時30分～

場所：委員会室1

【議事日程】

第1 議員定数について

第2 その他

【次回日程】令和8年3月2日（月） 予算決算常任委員会終了後

北本市議会議員定数に関するアンケート（案）

北本市議会では現在、議会改革特別委員会を設置し、より市民の皆様の信頼に応えられる議会の在り方を検討しています。その重要な柱の一つとして「議員定数（議員の人数）」について議論を重ねてまいりました。この度、これまでの議論の経過を共有させていただくとともに、市民の皆様の率直なご意向を伺います。

【所要時間：5～10分程度 回答期限：令和8年〇月〇日】

問1. あなた自身について（属性）

(1) 年代を教えてください。

10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

(2) ご職業を教えてください。

会社員・公務員等 自営業者 法人役員 パート・アルバイト等
 主婦・主夫 学生 無職（年金受給含む） その他

問2. 議員定数（現在の人数）について

北本市の議員定数は「20名」です。あなたはこの人数について、直感的にどう感じますか。

妥当である 減らすべき 増やすべき わからない

問3. 市議会への関心と活動について

(1) あなたは北本市議会の活動に関心がありますか。

関心がある どちらともいえない 関心はない

(2) 2023年（令和5年）4月の北本市議会議員選挙で投票に行きましたか。

投票に行った 棄権した 当時は選挙権がなかった（市外在住・年齢等）

(3) これまでに市議会や議員の活動をどのように知りましたか。（あてはまるものを3つまで）

本会議・委員会の傍聴に行った
 議会報告会・意見交換会に参加した
 「議会だより」を読んだ
 インターネットでの録画配信を見た
 議員個人のレポート・チラシを読んだ
 市議会ホームページを見た
 議員のSNS（X、Facebook、Instagram等）やブログを見た
 請願・陳情等の要望を伝えた
 その他（ ）

問4. 特別委員会での検討内容について

議会改革特別委員会では、4回にわたり協議を行いました。現在の「20名」という定数について、委員会では主に以下の視点から議論されています。

次ページへ続く

(案)

北本市議会SNS運用方針

1. 目的

本方針は、北本市議会（以下「当議会」という。）が、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下SNSという。）を活用し、住民に身近で開かれた議会を実現することを目的とする。

2. アカウント情報等

- (1) SNS名 X
- (2) アカウント名 北本市議会
- (3) ユーザー名 @kitamotoshigikai

3. 運用者

- (1) 運用責任者 議長
- (2) 投稿責任者 議会広報広聴委員会委員長
- (3) 発信内容の作成 全議員
- (4) 発信内容の確認及び投稿 議会広報広聴委員会及び議会事務局

4. 発信内容

- (1) 定例会、臨時会、委員会等の情報、議会に関する行事等の情報
- (2) その他投稿責任者が必要と認める情報

5. 掲載手続き

掲載を希望する議員は、掲載希望日、掲載内容を議会広報広聴委員会へ提出する。すでに周知されている情報及び議会等の進行状況以外の情報発信を行う場合は、掲載希望日、掲載内容を議会広報広聴委員会へ提出し、投稿責任者の承認を受ける。

6. 投稿等への対応

投稿に対するコメントやダイレクトメッセージ等には、原則として返信を行わない。ただし、特に投稿責任者が必要と認めたものについては、この限りでない。

7. 利用者に対する禁止事項

利用者が以下に挙げる内容を含むコメント等を行った場合、予告なく削除等を行う。

- (1) 公序良俗に反する内容
- (2) 違法又は反社会的な内容
- (3) 政治活動、選挙運動、宗教活動又はこれらに類似する内容

(案)

- (4) 当市議会若しくは他の第三者を誹謗、中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける内容
- (5) その他投稿責任者が不適切と判断した内容

8. 著作権

当SNS上の文書や画像等の各ファイル及びその内容に関する諸権利は、原則として当議会又は当議会以外の原作者に帰属する。

9. 個人情報

当議会アカウントの運用上取得した個人情報は、北本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月22日条例第10号）に基づき適切に取り扱う。

10. 免責事項

- (1) 当SNSにアクセスしたために被害を受け、又は損害、損失などが生じた場合、当議会は一切責任を負わない。
- (2) リンク切れなどにより生じた損害、損失などについて、当議会は一切責任を負わない。
- (3) 当SNSからリンクするリンクサイト（外部サイト）を利用したことにより生じた損害、損失などについて、当議会は一切責任を負わない。

11. 公開された内容の取下げ

当議会として不適切と判断された内容が書かれていた場合は、公開を取り下げることやアカウントを一時停止若しくは終了することがある。

12. 運用方針の変更

当議会は、必要に応じて予告なく運用方針を変更することがある。

13. その他

その他SNSでの発信に関し必要な事項は、議会広報広聴委員会において協議し、定める。